

第4章 基本施策

I 市民に対する相談支援体制の強化

基本施策1 相談支援体制の充実

施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援として特に重要だと思う対策として、「地域での相談支援」との回答が最も多く、市民が相談支援を重視する傾向は前回の平成30年度調査から変化はありません。一方、悩みやストレスを感じたときの対応として、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」、「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」という市民も少なくはない状況です。

また、「孤立を防ぐ居場所づくりやストレス解消・リフレッシュのための支援」も特に重要だと思う上位となっており、市民は相談支援や孤立防止を特に重視している結果となっています。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
 - 市役所内でワンストップサービスの構築が必要と思われる。
 - 最初の相談で解決策がない場合、当事者が納得する解決まで繋がってほしい。たらい回しにならないようにしてほしい。
 - 苦しい時に昼夜関係なく相談できるシステムがあると良い。
 - 本人が相談する、相談に行くことが困難なことも考えられるため、訪問による対応は重要。生活課題がある場合、それに対応した相談機関が関わることも重要だが、メンタルヘルスの課題がある場合は専門職が同行する等の体制があってもいい。
 - 「焼津市なんでも相談会」は良い事業であり、タイムリーな開催を続けてほしい。
 - 精神障害者については、家族の関係性の複雑化などから、医療中断し入退院を繰り返す方も散見され、より一層関係機関との連携を強化する必要がある。

施策の方向

生きることへの支援にあたり、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組が重要となります。

子ども・子育て、高齢者福祉・介護、障害者福祉、生活困窮者支援、女性支援など、様々な分野の専門相談機関が地域で支援を行っており、それぞれの相談窓口等の市民への周知を図ります。

また、専門相談機関相互や関係機関の連携を強化し、複雑・多岐にわたる問題や課題に適切に対応できるようにするとともに、必要に応じて確実に精神科医療等適切な支援につなぐ取組を推進します。

さらに、孤立を防ぐための居場所づくりやストレス解消、リフレッシュの機会を提供し、地域全体のリスクの低下を図ります。

重点施策

■困りごとマルっとサポート事業の推進【新規】

成年後見制度の利用促進、生きるを支える支援、ひきこもり支援、重層的支援体制整備事業の総合中核機関である「困りごとマルっとサポートセンター」による支援を推進します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
困りごとマルっとサポート事業の 推進					
	→ 推進				

☆指標 1-1 市民への包括的な相談支援の実施

令和5年度に設置した「困りごとマルっとサポートセンター」を中核として、各分野の専門相談機関と連携を図りつつ、相談先が明確ではない市民の窓口となり、包括的な相談支援を実施します。

○アウトリーチ等を通じた
継続的な支援（伴走支援）
体制の確保



令和6～10年度 目標値
相談支援員2人確保

○困りごとマルっとサポー
トセンター庁内連携会議の
開催回数



令和6～10年度 目標値
年1回以上開催

☆指標 1-2 支援機関へのサポートの充実

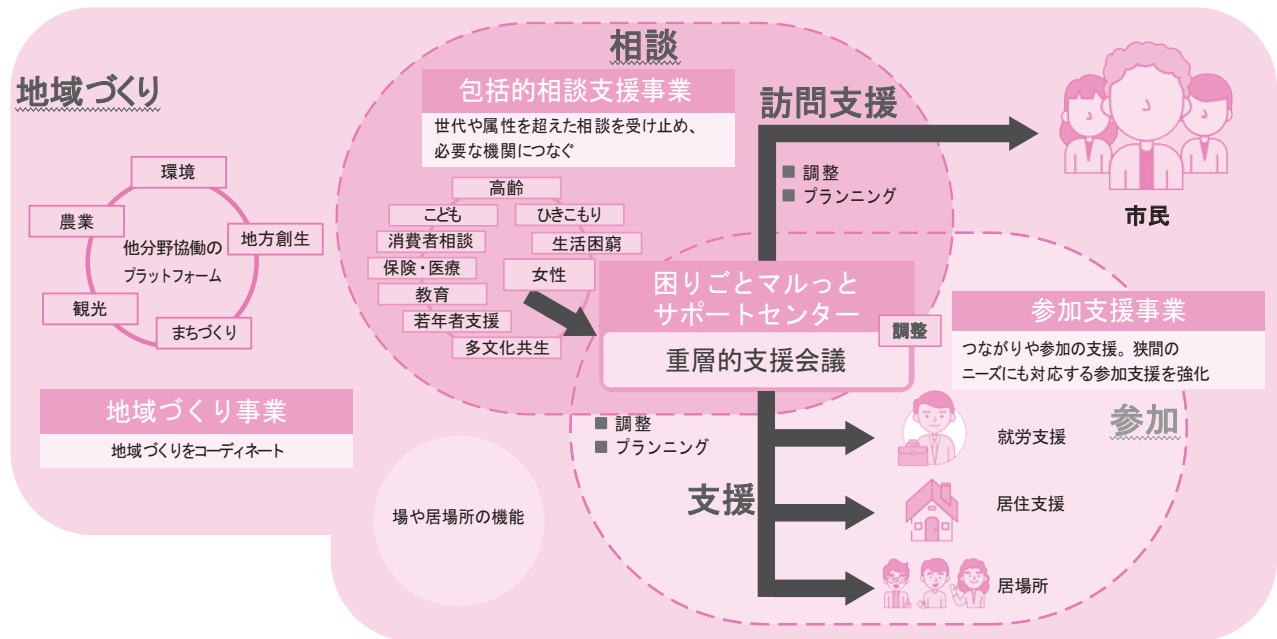
困難事例や支援に関わる担当が不明瞭等のケースを支援するため、関係機関による支援会議の開催とともに、支援プランの作成・モニタリング等を実施します。

○関係機関による支援会議
の開催回数

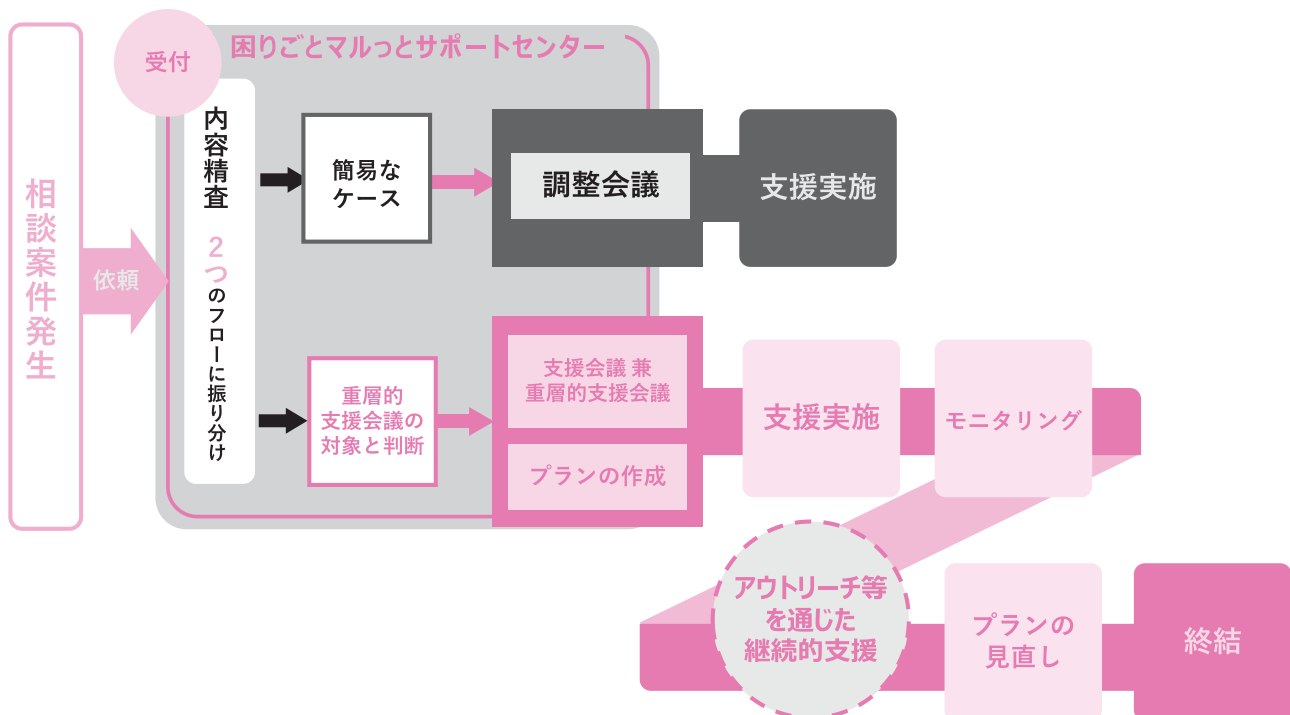


令和6～10年度 目標値
月2回以上開催

〈困りごとマルっとサポート事業（重層的支援体制整備事業） 全体像〉



〈困りごとマルっとサポート事業 支援の流れ〉



■様々な年齢層を対象とする情報発信の充実

子どもから高齢者まで、様々な年齢層を対象に、それぞれの特性を踏まえた情報発信の充実を図ります。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
年齢層に応じた情報発信の充実					
			実施		

☆指標 1－3 相談窓口情報の認知度の向上

こころの悩みや病気に関する相談窓口情報について、広報やいづや市のホームページ、SNS等、あらゆる媒体や機会を通じて周知を図ります。

○相談窓口の認知度※	
地域包括支援センター	52.1%
障害者の相談支援事業所	22.1%
青少年教育相談センター	24.4%
焼津市こども家庭センター	30.4%
焼津市保健センター	71.7%
焼津市市民相談室	44.3%

 **令和6～10年度 目標値
認知度の上昇**

※市民意識調査で「知っている」と回答した割合

■アルコール依存症等に関する相談事業の実施

地域の支援団体（焼津断酒会）等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談事業を実施します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
アルコール依存症等に関する相談事業の実施					
			実施		

☆指標 1－4 アルコール依存症等に関する相談会の開催

地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談会を令和6年度から令和10年度までの5年間で、延べ60回以上開催します。

○アルコール依存症等に関する相談会の開催回数



**令和6～10年度 目標値
延べ60回以上開催**

主な事業・取組

(1) 地域での相談支援やサービスの提供（★は重点施策に関連する事業・取組。以降も同様）

事業・取組	内容	担当課等
①困りごとマルっとサポートセンターの活用促進(★)	「困りごとマルっとサポートセンター」を中核として、各分野の専門相談機関と連携を図りつつ、相談先が明確ではない市民の窓口となり、包括的な相談支援を実施する。	地域福祉課
②庁内相談窓口・相談場所の周知(★)	庁内（市役所）等で相談事業を実施する窓口や場所の市民への周知に取り組む。	庁内全課
③市民相談事業	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに、相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	くらし安全課
④消費者保護事業	消費者が自立した行動がとれるよう、消費生活に伴う情報の提供、消費者への意識啓発等を実施する。また、暮らしの中の消費問題に関する相談を受け、解決への助言・斡旋等を行う。	くらし安全課
⑤各種依存症に対する相談支援(★)	地域の支援団体と連携・協働し、アルコール依存に関する相談を実施する。また、アルコール・ギャンブル・薬物依存に関する相談を受け、必要な場合は県の相談事業につなぐ。また、相談日を広報やいづや市のホームページに掲載し、広く周知を図るほか、チラシ等を庁内各所に設置する。	障害福祉課
⑥福祉なんでも相談の実施	日常生活で抱えている困り事の相談に応じ、安心した自立生活ができるよう支援する。また、必要な場合は適切な機関につなげる。	社会福祉協議会
⑦地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために総合的な支援を行う拠点として、市内に4つの地域包括支援センターを設置(委託)。不安や悩み事を抱える高齢者を支援する。	地域包括ケア推進課
⑧介護相談員派遣事業	介護相談員をサービス提供事業所に派遣して利用者の持つ疑問・不満・心配事等を把握し、事業所及び市と共有することにより介護サービスの質の向上と改善を図る。内容は市関係課内で共有し、他の事業所へもフィードバックする。	介護保険課
⑨こども家庭センター事業（家庭児童相談事業）	子育て世帯を対象に、虐待、発達、養育、健康等、様々な家庭の悩み相談に専門知識を有する相談員が面談、電話、訪問、メールにより対応する。警察署や児童相談所などの関係機関・団体、市の関係部局と連携し必要な支援の実施を通じ、問題解決の道筋を模索する。	こども相談センター

事業・取組	内容	担当課等
⑩地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。悩みを抱えた保護者に対して、必要な機関へつなぐなどの対応をとる。	子育て支援課
⑪子育て短期支援事業	子育て中の保護者が、保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等の養育・保護を適切に行うことができる施設に児童を一時的に保護し、保護者の不安を払拭する。	こども相談センター
⑫養育支援訪問事業	母子保健事業や産婦人科・小児科等で把握した、養育支援が必要と思われる家庭に対して、家庭からの申し出を受け、専門知識を持つ訪問支援員がその居宅を訪問して、養育環境の把握及び子育てに関する支援、助言及び情報提供を行う。	こども相談センター
⑬発達障害支援事業	発達の気になる子どもに対し、通園先の幼稚園・保育所等への巡回相談により、集団生活の中での適切な支援、適切な就学につなぐ。今後、乳幼児期の生育歴や受けてきた支援を学齢期につなぐ仕組みを構築する。発達が気になる子どもが、どのライフステージでも自信を持って生活できるよう支援する。	こども相談センター
⑭障害者相談支援事業	身体・知的・精神障害者、難病患者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。障害者の様々な悩みの相談に乗り、必要なサービスの提供や各種手続の支援を行うことにより不安を解消する。	障害福祉課
⑮障害児通所給付支援事業	乳幼児の発達支援、障害を持つ児童の放課後等における生活支援サービスを提供する。障害児を抱えた保護者からの相談への対応やサービスの提供を通じて、保護者の悩みや負担の軽減を図る。	障害福祉課
⑯障害者自立支援給付事業	身体・知的・精神障害者及び難病患者に対しサービスを提供することにより、日常生活を支えるとともに、障害者の抱える様々な悩みや問題に気づき、適切な相談先へつなげる。	障害福祉課
⑰難病患者等居宅生活支援事業	難病患者等へ長時間の訪問看護及び登下校・在校時に医療的ケアを行い介護者の負担軽減を図る。難病患者の家族へのサービスの提供により、介護者の負担を軽減するとともに、家族の悩みや問題に気づき、適切な相談先へつなげる。	障害福祉課
⑱重度心身障害者援護事業	在宅の重度心身障害者等の経済負担の軽減等を図るための事業。申請手続に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応へとつなげる。また、移動を支援するため、タクシー券への使用等、使用用途の拡大に努める。	障害福祉課
⑲情報発信の充実	子どもから高齢者まで、ライフステージの特性に応じて、広報やいづや市のホームページ、SNS等を組み合わせて、こころの悩みや病気に関する相談窓口情報を発信する。	関係課

(2) 居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュのための支援

事業・取組	内容	担当課等
①地域交流センター事業	地域交流センター等において、趣味、健康づくり、生きがいづくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供する。	スマイルライフ推進課
②地域交流センター講座の実施、社会教育団体の支援	地域交流センター等において、教養等多岐にわたる講座を開催し、趣味、健康づくり、生きがいづくりを支援する。	スマイルライフ推進課
③読書普及事業	図書館は住民の生涯学習の場として読書環境を充実させるとともに、図書館事業を支える市民ボランティアに活動の場を提供するなど、本と人と地域をつなげる取組を推進している。図書館を、子どもだけでなく大人の「居場所」としての機能を強化していく。	図書課
④ふれあいネット活動の充実	ひとり暮らし高齢者や障害者の不安を解消するため、日常生活の中で隣近所の方に「見守り員」として協力をお願いし、組織的に見守り援助を行う。	社会福祉協議会
⑤子育て支援講座事業	保護者が育児の悩みを相談することで自分に合った育児方法を見つけ、孤立感や不安の軽減を図る。	こども相談センター
⑥地域ふれあいサロン活動支援	子どもからお年寄りまで、障害の有無に関係なく、誰でも参加することで地域の人と人との交流を深め、孤独や孤立感の軽減につながる地域ふれあいサロン活動を支援する。	社会福祉協議会
⑦精神障害者のための居場所づくりへの支援	地域活動支援センター「大井川心愛」において心の病を抱えている方が安心して過ごせる場を提供し、居場所づくりや仲間づくり、社会との交流を通して豊かな生活を送れるよう支援する。また、ボランティアによる心の病を抱える方のための居場所（ととろ、らるご）について周知する。	障害福祉課

基本施策2 人材の確保及び育成

施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、悩みやストレスの相談先として約8割の市民が「家族や親族」を、約6割の市民が「友人や同僚」をあげ、これらが上位2つです。

生きることの支援においては、家族や職場の同僚、学校の友人といった周囲がサインに気づいて本人をしっかり支えていくことが大変重要です。危険を示すサインに気づき、適切な対応をとれる人材の重要性について、さらに市民の理解を促して行く必要があります、それには非常に認知度の低い「ゲートキーパー」などの取組の市民への周知やその育成に取り組むことが求められます。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
 - 民間での人材確保は困難。焼津市として有資格者を配置すべきである。あわせて、現任職員に資格取得の機会をご一考願いたい。
 - ゲートキーパー養成研修の実施。
 - 素人性による支えが必要であり、精神保健福祉ボランティアの人材確保に努める。

施策の方向

関連する領域・事象等に関する正しい知識を修得し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

また、地域で対策に取り組む民生委員・児童委員や保健委員、保護司、介護人材等の人材や団体等を支援するため、情報提供や研修等を行います。

重点施策

■ゲートキーパー養成研修の拡大

危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人材を養成するため、ゲートキーパー養成研修をこれまで（令和元年度～令和4年度実績563人）以上に多くの市民へ受講を促進するほか、市職員・教職員等においても受講を拡大します。

また、ゲートキーパー養成研修の内容充実、ゲートキーパーへの情報提供や活動支援などにより、人材のレベルアップが図れるような環境の整備に努めます。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
人材育成 （ゲートキーパー養成研修受講の拡大）					
	→				
			実施		

☆指標2 ゲートキーパー養成研修受講者数の増加

対策の担い手となるゲートキーパーの養成研修の受講者数について、令和6年度から令和10年度までの5年間で900人以上の受講を目指します。



主な事業・取組

(1) 対策を支える人材の確保・育成

事業・取組	内容	担当課等
①精神保健推進事業(★)	精神疾患への正しい理解を深め、相談相手を育成する研修会の開催、精神障害者の家族への支援を行う。市民や医療・福祉分野に従事する職員、市職員を対象にゲートキーパー養成研修を実施することで、市民の悩みやリスクについての理解を深め、必要時には専門機関の支援につなげることができる。	障害福祉課
②職員研修事業	焼津市職員人材育成方針に基づき、職員の資質向上と業務の効率的・効果的な執行のため、年度ごとに職員研修計画を策定し、実施している。新規採用職員研修の中に対策に関する講義を導入し、対策を推進するためのベースとする。	人事課

(2) 地域で相談支援等に取り組む人・団体等への情報提供・研修

事業・取組	内容	担当課等
①民生委員・児童委員活動事業(★)	民生委員・児童委員は地域住民の悩み事や地域で発見した課題を解決するため、行政や関係機関への連絡・紹介などを行う「橋渡し役」として活動している。民生委員・児童委員にゲートキーパー養成研修等を受講してもらうことで、当事者や家族等と対面する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応へつなげられるようにする。	地域福祉課
②保健委員の研修機会の確保	保健委員全体に正しい知識が深まるように対策に関する研修会等の情報を提供する。	健康づくり課
③保護司会支援事業(★)	保護司は犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発活動を行う。犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えている場合があり、保護司にゲートキーパー養成研修等を受講してもらうことで、相談を受けた際、問題の早期発見・早期対応へつなげられるようにする。	地域福祉課
④介護人材の確保育成事業(★)	介護人材の確保育成事業不足が課題となっている中、市内介護サービス事業所への就労を促すため、各種研修等を行い、事業者支援を実施する。介護人材定着のための介護従事者向けの各種研修や、交流・情報交換の機会の創設を行う。ゲートキーパー養成研修も取り入れる。	介護保険課

事業・取組	内容	担当課等
⑤手話奉仕員養成事業(★)	聴覚障害者について理解し、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。手話奉仕員にゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、様々な問題を抱えた方を適切な支援先につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	障害福祉課
⑥手話通訳者等派遣事業(★)	聴覚障害者等が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者・要約筆記通訳者（支援員）を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。支援員にゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、対象者の抱える問題に早期に気づき、適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようにする。	障害福祉課

基本施策3 市民への啓発と周知

施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、「こころの健康相談統一ダイヤル」や「こころの電話・若者こころの悩み相談窓口」の認知度はそれぞれ約3割であり、「ゲートキーパー」や「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」の認知度はそれぞれ5%に満たない状況です。

また、「うつ病のサイン」が2週間以上続く場合について、「かかりつけ医を受診する」や「精神科（心療内科やメンタルクリニック等）の専門医療機関を受診する」という回答が半数以上を占める一方、「受診しない」や「わからない」という人も4割以上います。

新型コロナウイルスの生活への影響では、「不安やストレスが増大した」、「趣味や楽しみがなくなった」という人も比較的多く、大いに影響があったという人の中では「精神的に体調を崩した」という人が約2割となっています。

様々な生活の変化をもたらしたコロナ禍後、改めて市民に対して、生きることの支援やメンタルヘルスに関わる取組の周知や精神疾患に関する正しい知識を普及啓発していく必要があります。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等

- 悩みを抱えている人に対し、どのような相談窓口や相談方法等があるかについて、周知を行っていくことが大事である。
- 断酒会による飲酒運転撲滅運動（チラシ配り）、福祉会館での酒害相談（毎月第4木曜日）、個人宅への訪問（訪問酒害相談）の実施。
- 自殺予防週間、自殺対策強化月間に、啓発活動実施（配布・のぼり旗等）。
- ボランティア一人ひとりが身近な人に伝え、偏見や誤解に気づいてもらえるよう努力する。

施策の方向

引き続き「危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当である」ということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う必要があります。この問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解促進を図ります。

また、リスクの要因となる虐待の防止や人権の尊重についての理解の浸透を図るとともに、自ら命を絶つことに対する誤った認識や偏見を取り除き、生きることを支える対策における市民の役割等についても理解と関心が深まるよう、広報活動や教育活動等を通じた理解促進と普及啓発の事業を展開します。

重点施策**■関連事象等に関する正しい知識の普及啓発**

生きることを支えるための関連事象等の正しい知識の普及や、ゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、市民への普及啓発を積極的に実施します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
正しい知識の啓発					
					
			実施		

☆指標3-1 メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発の充実

関連事象等に関する正しい知識の普及やうつ病等についての普及啓発を図るため、令和6年度から令和10年度までの毎年度、普及啓発を行います。

○精神保健福祉研修の開催回数

令和6～10年度 目標値
毎年度1回以上

☆指標3-2 ゲートキーパーについての認識向上

様々な機会を捉え、ゲートキーパーの役割について広く周知し、「ゲートキーパー」ということばを聞いたことがある人の割合が10%以上となることを目指します。

○「ゲートキーパー」ということばを聞いたことがある人の割合（令和5年度4.8%）

令和10年度→R6～R10 目標値
10%以上

主な事業・取組

(1) 市民の理解促進

事業・取組	内容	担当課等
①予防についての正しい知識や、相談窓口の普及啓発の推進(★)	正しい知識や、ゲートキーパーの役割、こころの悩みや病気の相談窓口情報等についての普及啓発を行う。特に予防週間(9月)や対策強化月間(3月)には、啓発リーフレットの配布を行うとともに、広報やいづや市ホームページにおいて、うつ病等の関連記事を掲載し、知識の普及啓発に努める。	障害福祉課
②健康教育事業(★)	保健委員による地区活動、健康づくり食生活推進協議会による活動、その他の健康講座により、特定健診・がん検診の受診勧奨、生活習慣病の重症化予防、心身の健康づくり等の啓発を行う。	健康づくり課
③読書普及事業〔再掲〕	図書館は住民の生涯学習の場として読書環境を充実させるとともに、本と人と地域をつなげる取組を推進している。読書や調査を目的に地域住民が集まる場であるため、ポスターやチラシ等を展示して対策や相談会等の広報・啓発についての情報発信に取り組んでいく。	図書課
④やいづ子育てすくすくガイドの配布	子育てに関する相談事業や各種制度や窓口について市民に知らせ、子育てに関する不安や悩みの軽減につながるよう「焼津市子育てガイドブック」を作成し、市民に配布する。	子育て支援課
⑤発達障害児保護者等支援事業	発達支援に関する専門知識と人材を有する民間事業所に幼児巡回相談事業、育児支援教室事業を委託実施する。発達支援に関する専門知識と人材を有する民間事業所に委託して、保護者が発達の特徴を理解し、適切な関わりができるよう教室等を実施する。	こども相談センター
⑥障害者福祉ガイドブック作成事業	各種福祉制度の概要や手続方法などを紹介するガイドブックの作成・配布により、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。また、視覚障害者向けの音声コードを付けるなど、アクセシビリティの向上に努める。	障害福祉課

(2) 虐待防止や人権に関する広報活動や教育活動

事業・取組	内容	担当課等
①人権啓発活動	市民が「人権」を正しく理解し、明るい社会を築くため、人権擁護委員と人権啓発推進協議会による人権啓発活動を行う。	くらし安全課
②人権教育事業	同和問題、ハンセン病、女性、外国人、性的マイノリティなどに関する様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整を基に、地域の実情に即した人権教育の充実を図る。県からの委託金により、「人権教育講演会」を開催し、人権教育を推進する。	スマイルライフ推進課
③高齢者虐待防止に向けた啓発	市の窓口や地域包括支援センターにおいてリーフレットを配置するなど、高齢者虐待の防止について周知する。	地域包括ケア推進課
④児童虐待防止に向けた啓発	「児童虐待防止月間」、「児童福祉週間」を周知するため、リーフレットを配布するなどして普及啓発に努める。	こども相談センター
⑤児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業	DV は人権侵害であり、DV 被害者の発見と通報の重要性が理解され、DV に対する市民への意識啓発が広く図られるように様々な啓発活動を行う。	こども相談センター
⑥男女共同参画・人権フォーラム開催事業	男女共同参画や人権について、市民が自らの問題として気づき、考え、行動するきっかけづくりとなるようフォーラムを開催する。年に一度、関係者が一堂に会し、男女共同参画や人権について考える場とする。	市民協働課、くらし安全課
⑦障害者虐待防止に向けた啓発	「障害者週間」において障害者虐待の予防について周知する。	障害福祉課

基本施策4 地域の多様な関係機関のネットワーク強化

施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で重要だと思ふ対策として、「行政、関係機関、民間団体が連携した支援体制の確保」が比較的上位にあがっています。

生きることの支援は、経済・生活問題や健康問題、家庭問題、勤務問題、学校問題、交際問題といった様々な問題に対応することが求められ、行政だけで解決できる問題は多くなく、民間団体を含めてより一層の連携が必要です。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
 - 障害者虐待を発見した際の通報・地域包括ケア推進課との連携。
 - アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）を踏まえて、依存症の人への支援や断酒会など自主グループの支援。
 - 地域活動支援センターや障がい福祉サービス事業所、家族会、静岡福祉大学等との連携が大切。

施策の方向

本計画に基づき各種施策を総合的に推進するために、地域で活動する公的・民間の各種団体が保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関連する各分野の現場で大きな役割を担っていることを踏まえ、地域の人材・資源の把握をさらに進めます。

また、「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」を通じて、関係機関・団体のネットワークを強化しながら、連携・協働して取組を推進します。

さらに、他分野にまたがる問題の解決に向けて、「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」を通じて庁内関係部局が連携し、施策を総合的に推進します。

重点施策**関係機関等とのネットワークの連携強化**

行政、関係機関、民間団体等で構成された、対策を総合的に推進するために意見交換等を行う組織を通じて連携を強化します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
関係機関等とのネットワーク の構築・連携強化			実施		

☆指標4-1**「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」の開催**

行政、関係機関、民間団体等で構成する「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」を定期開催し、連携強化を図るとともに、対策を総合的・効果的に推進します。

○ネットワーク会議の
開催回数



令和6～10年度 目標値
年1回以上開催

【ネットワーク会議構成機関】

	所 属
1	静岡福祉大学
2	焼津市医師会
3	焼津商工会議所
4	ハローワーク焼津
5	焼津警察署
6	志太消防本部
7	焼津市教育委員会
8	静岡県中部健康福祉センター
9	焼津市民生委員児童委員協議会
10	焼津市社会福祉協議会
11	焼津市自治会連合会
12	地域包括支援センター

☆指標4-2

庁内関係部局の「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」の開催

庁内での推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画する「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」を定期開催し、本計画の進行管理を行うとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取組を着実に推進します。

○対策推進本部の会議の
開催回数



令和6～10年度 目標値
年1回以上開催

【対策推進本部構成課】

	課 名
1	総務部 人事課
2	行政経営部 納税促進課
3	防災部 防災計画課
4	市民環境部 市民協働課
5	市民環境部 くらし安全課
6	健康福祉部 健康づくり課
7	健康福祉部 地域福祉課
8	健康福祉部 障害福祉課
9	健康福祉部 地域包括ケア推進課
10	健康福祉部 介護保険課
11	健康福祉部 国保年金課
12	こども未来部 子育て支援課
13	こども未来部 こども相談センター
14	経済部 商工観光課
15	教育委員会事務局教育部 学校教育課
16	生きがい・交流部 スマイルライフ推進課
17	教育委員会事務局教育部 図書課
18	焼津市立総合病院 地域医療連携室

主な事業・取組

(1) 地域の人材・資源の把握、情報収集、連携体制の確保

事業・取組	内容	担当課等
①実態や対策の実施状況等の調査研究及び検証	国や静岡県等から提供されたデータ等に基づき、自ら命を絶った方の実態把握を行う。また、これらのデータの把握・整理・分析により、実態に即した各種施策の実施等に活用する。	地域福祉課
②医療相談業務	社会福祉士及び看護師、保健師が、患者や患者の家族からの社会的・心理的・経済的問題の相談や地域の医療・介護・福祉施設と連携した患者及び家族の退院後の療養又は生活に関する支援を行う。相談の中で浮かび上がってくる様々な問題について、医療福祉制度へつなげることや、適切な関係機関へ案内することで、良好な状態になるよう支援する。	地域医療連携室
③認知症地域支援体制構築等推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行う。認知症初期集中支援による早期介入や行方不明者搜索システムにより、介護する家族の負担軽減を図る。	地域包括ケア推進課
④地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために総合的な支援を行う拠点として、市内に4つの地域包括支援センターを設置（委託）。地域の高齢者が抱える問題やリスクの高い方の情報等を把握し、関係者間での連携関係の強化を図る。	地域包括ケア推進課
⑤子育てコンシェルジュ事業	子ども及びその保護者に、教育・保育施設及び子育て支援事業等の多様な教育・保育サービス利用についての情報提供、利用相談及び関係機関との連絡調整を行うことで、子育て支援施策を充実させる。子育て中の保護者からの育児に関する各種相談等に応じることで、抱えている問題等を把握し、必要な機関へつなぐ。	子育て支援課
⑥児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業	要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関（市健康福祉部・教育委員会・市立総合病院、県中央児童相談所・特別支援学校、焼津警察署、社会福祉協議会等）と連携して、子どもの虐待・育成問題等の解決を図る。また、DV被害者の安全確保を最優先に、被害者に寄り添いながら、直面している問題の解決に向けて一緒に取り組む。	こども相談センター
⑦高齢者虐待防止及び養護者支援事業費	高齢者虐待の相談窓口を地域包括支援センター及び地域包括ケア推進課に設置し、虐待を受けた高齢者や虐待を発見した市民からの相談・通報・届出に対応し、連携関係の強化を図る。	地域包括ケア推進課

事業・取組	内容	担当課等
⑧障害者虐待防止事業	障害者虐待防止のための啓発、虐待に関する通報があった場合の事実確認や県への連絡、一時保護等を行う。虐待の対応を糸口に、当人や家族を支援することで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援へとつなげる。市直営であるが、業務委託も検討するなど人員体制の強化を図る。	障害福祉課

(2) 地域で活動する民間団体の支援・協働

事業・取組	内容	担当課等
①民間団体等との連携強化、活動支援(★)	地域で対策に取り組む民間団体等（焼津心愛会・焼津断酒会）の活動を支援するとともに、地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール・ギャンブル依存症等に関する問題を抱える方、またその家族等への相談事業等を実施する。また、ボランティア活動等を行う民間団体を把握し、各々の連携や協働が図られるよう促す。	障害福祉課

Ⅱ 分野・対象別の個別施策の充実

基本施策5 子ども・若者の対策のさらなる推進

施策の必要性

○ 依然として、10～39歳の死因の第1位は「自ら命を絶つこと」であり、未だ深刻な状況と言えます。

令和5年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で重要だと思う対策は、相談支援や孤立防止に次いで、「子どものいじめ防止対策やこころの健康づくり（SOSの出し方教育等）」が上位となっています。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりえる」ものであることを再認識し、学校や教育委員会と家庭・地域が対策に取り組んでいく必要があります。

また、ひきこもり支援をはじめ、若者への支援の充実が求められます。

○ 関係団体等調査からの主な課題・提案等

- 少年・若年層のこころの健康づくりを通じた火災（放火又は火遊び）予防対策。
- 小中学校向けのメンタルヘルス講座。
- 義務教育終了後、切れ目なく支援に繋がる仕組み作り。
- 保護者が周りに助けを求めないケースもあるが、支援機関等の情報提供をできるよう研修を実施。
- 管内の中学校へ出向き「静岡県うちあけダイヤル」の案内と「自分を大切にしよう（SOSの出し方）」の講話の実施

施策の方向

第一に、いじめ防止対策やこころの健康づくりなどの支援・教育です。具体的には、SOSの出し方に関する教育の推進、いじめ防止対策事業、不登校児童生徒等適応指導事業、道德教育の充実、人権教育の推進、情報モラル教育などの推進を図ります。

第二に、若者の相談支援・就労支援です。支援を必要とする若者が漏れないよう、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）など、それぞれの置かれている状況に応じた支援や対策に資する教育や若者の相談支援・就労支援を図ります。

重点施策**■予防・啓発活動やSOSの出し方に関する教育の推進**

小中学生は、長期休業明けにリスクが高いというデータがあります。そこで、長期休業前及び長期休業中を重点期間として、啓発活動やSOSの出し方に関する教育に取り組みます。小学生に対してはアンケートで悩みを訴えた児童、中学校では全ての生徒に対して個別面談を実施しながら心のケアを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予防・啓発活動やSOSの出し方に関する教育の推進					
			実施		

☆指標5-1 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

市内の全ての小中学校において、アンケート調査を実施し、悩みのある児童・生徒に対して個別面談を実施します。また、全ての中学校において、児童・生徒を対象に長期休業前に個別面談を年1回以上実施します。

○市内小中学校において児童・生徒と個別面談を実施した学校数の割合



令和6～10年度 目標値
市内全小中学校 100%

■1人1台端末の活用等によるリスクの早期発見と適切な支援【新規】

リスクの把握や適切な支援につなげるため、「緊急強化プラン」に基づき国が整理・作成するシステムやマニュアル等を踏まえて、1人1台端末の活用等によるリスクの把握と適切な支援を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1人1台端末の活用等によるリスクの把握と適切な支援					
			実施		

☆指標5-2 1人1台端末の活用等によるリスクの把握と適切な支援

国の取組（システム構築やマニュアル作成等）の動向を踏まえつつ、市内の全ての小中学校において、1人1台端末の活用等を通じて、リスクを把握する仕組みの導入を目指します。

○1人1台端末の活用等によるリスク把握の仕組みの導入



令和6～10年度 目標値
市内全小中学校 100%

■ひきこもり状態の方への支援【新規】

ひきこもり状態の人とその家族が、ひきこもりに至った原因や過程、抱えている生活課題などをより相談しやすい体制の整備に努めるほか、県の「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、市内外の関係機関と連携し、本人や家族に寄り添い、伴走支援する体制の構築を目指します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
ひきこもり状態の方への支援					
			実施		

☆指標5－3 アウトリーチ等を通じた早期の支援の実施

長期のひきこもり状態にある人など支援が届いていない人に対して、県の「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、ひきこもり支援機関やひきこもりサポーターと連携しつつ、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業の実施を目指します。

○アウトリーチ等を通じた早期の支援の実施



令和6～10年度 目標値
アウトリーチ等継続支援事業の実施

主な事業・取組

(1) いじめ防止対策やこころの健康づくりなどの支援・教育

事業・取組	内容	担当課等
①SOSの出し方に関する教育の推進(★)	授業等において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設ける。	子ども支援課
②予防週間に関する啓発(★)	各学校において、長期休業前等に予防に関する啓発活動や個々の学校生活での悩みなどについての相談に応じます。小学校では、アンケートで悩みがある児童・生徒に対して個別の相談に応じ、中学校では全ての生徒に対して個別の面談を実施する。	子ども支援課
③いじめ防止対策事業	いじめ防止対策推進法及び国の基本方針を受け、以下の事業を行う。①教育委員会に、関係機関等との連携を図る「いじめ問題対策連絡協議会」と、重大事態の調査を行う「いじめ対策本部」を設置する。また、市長が必要があると認めるときは、付属機関等を設けて再調査を行うことができる。②スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を充実させる。③インターネットを通じたいじめ対策として、ネットパトロールを行う。	子ども支援課
④心の教室相談員事業	市内全小中学校に相談員を配置し、心に悩みやストレスを抱えた児童・生徒、又はその保護者に対し、相談・支援を行う。	子ども支援課
⑤不登校児童生徒等適応指導事業	アトレ庁舎2階に「焼津チャレンジ」、大井川庁舎2階に「大井川チャレンジ」を設置し、登校できない児童・生徒に、指導員6名及び市スクールカウンセラー1名が集団への適応能力回復・育成、自立支援、在籍校復帰のための助言・指導を行う。	子ども支援課
⑥生徒指導事業	関係機関（こども家庭センター、児童相談所、市立総合病院、焼津警察等）と連携して児童・生徒を支援するために、要保護児童対策地域協議会学齢児部会を主催する。	子ども支援課
⑦いじめに関するアンケートの実施(★)	各学校において、自身がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを定期的に実施する。	子ども支援課
⑧道徳教育の充実	生命の大切さや仲間と協力する必要性を学ぶ道徳を実施する。	学校教育課
⑨人権教育の推進	様々な人権問題に対する理解と認識を深め、自他の人権を大切にする態度や行動力を育成するための人権教育を推進する。	子ども支援課

事業・取組	内容	担当課等
⑩情報モラル教育の推進	児童・生徒を対象に、インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等に関する情報モラル教育を外部講師により実施する。	子ども支援課
⑪児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知	ポスター掲示やチラシ配布による街頭啓発を通して、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図る。	こども相談センター

(2) 若者の相談支援・就労支援

事業・取組	内容	担当課等
①青少年教育相談センター運営事業	幼児～20 歳代くらいまでの青少年及びその保護者や関係者の相談を、電話・面談・メールで相談員が受け付ける。学校以外場で相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与する。	子ども支援課
②労働就労事業	就職をしたいがどのようにしたら良いか悩んでいる若者に対し、就労につなげるための支援を行う。親と若者の就労支援セミナーや悩みを抱える若者をサポートする相談会、研修会を開催する。	商工観光課
③アウトリーチ等継続支援事業(★)	ひきこもりをはじめ、複合的な生活課題を抱え、地域や社会との接点がない人、制度・サービスの狭間にいる人などへ、様々なアプローチや定期的な訪問により、信頼関係を築き、社会資源につなぐ等を行う。	地域福祉課

基本施策6 女性への支援の充実

施策の必要性

- 全国的な状況として「自ら命を絶つ」女性は、令和2年から令和4年にかけて3年連続で増加しており、年齢構成（令和4年）は、60歳以上が約4割、40・50歳代が約3割、40歳未満が約3割となっています。原因・動機は「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」と続いています。

令和5年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で重要だと思う対策として、「女性への支援（妊産婦への支援、就職支援、DV等様々な困難を抱える人への支援）」との回答率は14.1%となっています。

産後うつ予防など妊産婦への支援をはじめ、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援など、女性特有の視点も踏まえて施策を講じていく必要があります。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等

- 独りで（シングルマザーを含む）生計を立てている女性が増加しており、将来的には独居老人世帯が増える可能性があり、今すぐ女性への支援方法を確立すべきである。女性相談室の活用・子ども未来部との連携（母親のメンタルヘルスサポート）以外にも支援策の拡充をお願いしたい。

施策の方向

予期せぬ妊娠などで身体的・精神的な悩みや不安を抱える若年妊婦、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や特定妊婦等への支援を図ります。

また、出産後間もない時期の妊婦に対する産後うつの予防支援、乳児家庭全戸訪問事業を通じた子育て支援に必要な情報提供など、産後も安心して子育てできる支援体制を確保します。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援については、令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき策定される国の基本的な方針に即して、アウトリーチや居場所づくりの取組に努めます。

重点施策

■妊娠期からの切れ目のない一体的支援

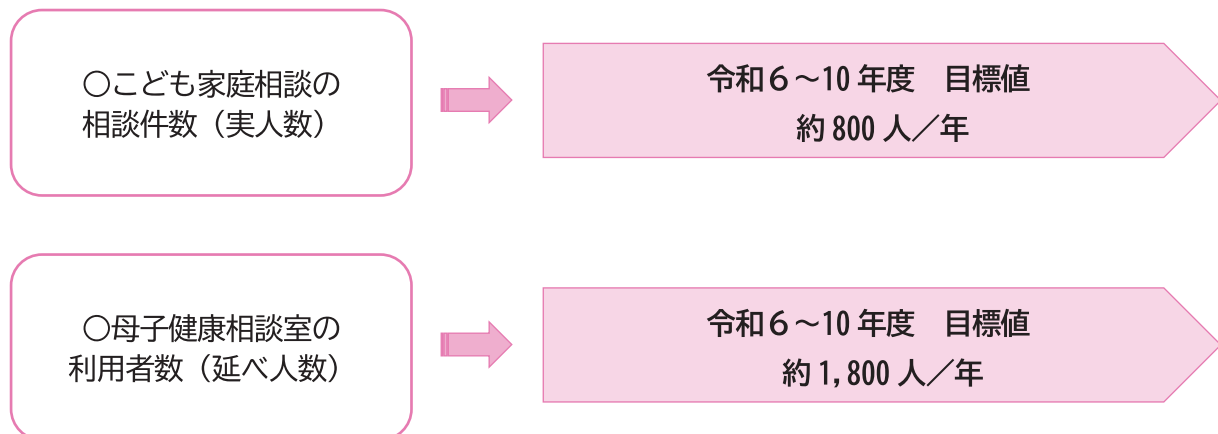
令和5年8月に設置した「こども家庭センター」を通じて、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行います。

また、妊婦・乳幼児健康診査や産後ケア事業、その他の母子保健事業を通じて、妊産婦の心身の健康を支援する取組を推進します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
妊娠期からの切れ目のない一体的支援					
			実施		

☆指標6 こども家庭センターにおける相談支援の推進

こども家庭センターにおいて、こどもに関する相談全般、DVに関して、相談、又は助言を行うほか、妊産婦、乳幼児期のこどもとその保護者の健康や子育てに関する相談を行います。



(1) 妊産婦への支援

事業・取組	内容	担当課等
①妊婦・乳幼児健康診査事業	妊婦に対して、母子健康手帳交付時には、保健師、助産師が面談を行い、身体面・精神面の様子や子育て環境の状況を把握する。乳幼児健診では、保健師・助産師・看護師等が母親の健康や子どもの発育発達に関して相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与する。	健康づくり課
②産婦支援（産婦健診、産後ケア事業）	産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続する。	健康づくり課
③母子保健推進事業	母子保健事業において、保健師・助産師・看護師等が母親の健康や子どもの発育発達に関して相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し、必要時には別の関係機関へつなぐ。	健康づくり課
④こども家庭センター事業（★）	妊産婦や子どもとその家庭が安心した生活を継続できるよう、「児童福祉」と「母子保健」が一体となり、健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行う。 また、さまざまな機関の制度や支援とつなげることができるよう、社会福祉士や教諭、公認心理師、保健師、助産師、保育士、管理栄養士などの専門職が相談に応じる。 さらに、教育委員会と連携し、課題を抱える学齢期の子どもやその家庭に対して、切れ目のない相談や支援を行う。	こども相談センター

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

事業・取組	内容	担当課等
①母子生活支援施設入所事務	生活基盤が脆弱などの理由により保護や自立支援が必要な母子等に、母子生活支援施設に入所してもらい、自立の促進を図るための支援を行う。	こども相談センター
②女性相談室開設事業	女性が抱える悩みを女性相談員（カウンセラー）が面談して共に考え、解決に向けた支援を行うことで、その人の悩みや負担の軽減につなげる。	市民協働課
③児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業 〔再掲〕	要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関（市健康福祉部・教育委員会・市立総合病院、県中央児童相談所・特別支援学校、焼津警察署、社会福祉協議会等）と連携して、子どもの虐待・育成問題等の解決を図る。また、DV被害者の安全確保を最優先に、被害者に寄り添いながら、直面している問題の解決に向けて一緒に取り組む。	こども相談センター

基本施策7 高齢者への支援の充実

施策の必要性

○ 一人暮らしの高齢者が増加する中、閉じこもりやうつ状態となることを予防することが介護予防の観点からも必要です。

また、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加等を踏まえて、在宅で介護を担っている家族介護者の負担軽減を図る取組が求められます。

○ 関係団体等調査からの主な課題・提案等

- 介護保険課・地域包括ケア推進課の連携、地域包括支援センターとの連携。
- 高齢者や要介護者の火災予防・避難支援及び救急要請の円滑化ため、消防、福祉部局、民生委員等の連携。
- 居場所等への参加は、本人の生きがいづくりだけでなく、居場所等で顔見知りになることで、いつもと様子が違う時等に住民同士の声掛けや見守りに繋がる。

施策の方向

配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失している人など、孤立のリスクを抱える人が地域とつながり、支援につながるような居場所づくりとともに、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう支援に努めます。

また、家族介護者の負担を軽減するため、地域包括支援センター等による相談支援の充実や介護技術・知識の修得支援のための取組を推進します。

重点施策

■地域の介護予防の拠点となる「通いの場」の充実

高齢者同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる場であり、地域の介護予防の拠点でもある「通いの場」の充実を図ります。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
地域の介護予防の拠点となる 「通いの場」の充実			実施		

☆指標7 多様な「通いの場」の充実

身近な場所で自分に合った過ごし方が可能なふれあいサロン、居場所、ミニデイサービスの立ち上げや運営の支援を行い、地域の住民主体による通いの場などの充実を図り、趣味の活動や体操など、閉じこもり予防や社会参加の場を提供します。

○地域の「通いの場」の
箇所数



令和10年度 目標値
236 か所以上

主な事業・取組

(1) 介護予防や閉じこもりの防止、生きがいづくりへの支援

事業・取組	内容	担当課等
①高齢者のための居場所づくりの支援(★)	高齢者の居場所づくりを運営するための担い手の養成講座を実施するとともに、居場所づくりの活動を支援する。	地域包括ケア推進課
②介護予防事業	ウォーキング推進員、脳健康教室OB会グループ、ふまねっとグループ等に参加する高齢者への関わりを通して、参加する高齢者の支援を行う。	健康づくり課
③老人保護措置事業	環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、健全な生活の援助を行う。入所の手続きの中で、本人や家族等の状況や課題等を聞き取り、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	地域包括ケア推進課

(2) 介護者への支援

事業・取組	内容	担当課等
①家族介護者教室事業	ねたきり又は、認知症の高齢者を介護している介護者等を対象に、介護知識・技術の修得や交流会などを通じ、介護の身体的・精神的負担の軽減を図る。介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行うことができる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進する。	地域包括ケア推進課
②認知症カフェ	認知症の人やその家族が専門職に相談したり、地域住民と交流をする場所で、閉じこもりがちになる認知症の人が外出するきっかけづくりや家族の気分転換にもつながる。	地域包括ケア推進課

基本施策8 働く環境の整備・推進

施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、勤務関係の問題で悩みやストレス等を感じることがあるかについて、「現在ある」は19.5%で、30歳代から50歳代は「家庭の問題」に次いで「勤務関係の問題」をあげた人が多い状況です。

また、生きることを支えるための支援で重要だと思う対策として、「職場における長時間労働の是正やメンタルヘルス対策、ハラスメント対策」との回答率は12.1%で、20歳代に限定すると同回答が最上位となっています。

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、市民が健康で充実して働き続けられるよう支援や企業等におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策の促進が求められます。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等

- 職員に対してストレスチェック実施。
- 悩みやストレスを感じている人について、経済的な問題や、職場における問題を理由とする人が一定の割合を占めており、職場におけるワーク・ライフ・バランス、ハラスメント対策、メンタルヘルス対策の普及が大切である。
- メンタルヘルスに関する相談サービスやストレスチェックサービスが付帯した事業所向けの保険制度の加入推進。

施策の方向

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策・ハラスメント対策等の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

労働者の多くは中小事業所に勤務している状況を踏まえ、中小事業所の経営支援をはじめとした様々なストレス要因の軽減のほか、職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発を推進することで、原因となり得る就労環境の改善を図ります。

重点施策

■精神疾患の早期発見

健康診断等の場において、うつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを実施し、うつ病等の早期発見・早期治療につながるよう適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
うつ病の早期発見					
			実施		

☆指標8 ストレスチェックによるうつ病スクリーニングの実施人数の増加

従業員数 50 人以上の職場において、ストレスチェックによりうつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを行った結果、支援が必要な場合には、市や県の各種相談窓口につなげるための支援をします。



主な事業・取組

(1) 職場のメンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の普及啓発

事業・取組	内容	担当課等
①ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・普及啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する国・県等の情報を市ホームページに掲載し、周知及び普及啓発を図る。	商工観光課
②職場のメンタルヘルス対策の普及啓発(★)	メンタルヘルスに関する相談サービスやストレスチェックサービスが付帯した商工会議所・商工会会員向けの保険制度への加入を推進する。	焼津商工会議所、大井川商工会
③健康経営の推進	「健康経営」(従業員の健康に配慮しながら生産性を高める取組)の推進を図る。生命保険会社と締結した健康経営連携に関する協定書に基づく取組を行う。	焼津商工会議所
④職場におけるメンタルサポート	企業が抱えるメンタルヘルスに関わる事案について、社会保険労務士等の専門家を派遣し、メンタルサポートを行う。	大井川商工会
⑤長時間労働の是正	長時間労働の傾向がある事業者に対し、改善提案やアドバイスをを行う。	大井川商工会
⑥職員健康管理事業	労働安全衛生法に定められている健康診断項目を健診業務実施機関に委託して行っている。特にストレスチェックにおいて、一人で問題を抱えてしまっている職員等の心身面の健康の維持増進を図る。	人事課
⑦2市合同職員カウンセリング事業	焼津市、藤枝市の2市合同で職員カウンセリング事業を実施する。住民からの相談に応じる職員や一人で問題を抱えてしまっている職員等の心身面の健康の維持増進を図るため、こころとからだの健康相談を実施する。	人事課
⑧教職員健康管理事業(教職員健康診断・ストレスチェック)(★)	学校における適切な保健管理及び安全管理を運営し、教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその確保を目的として実施している。安全労働衛生法に基づき、ストレスチェックを実施し、メンタル不調の教職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する。	学校教育課
⑨市民相談事業 〔再掲〕	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに、相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	くらし安全課

(2) 中小事業所に対する経営支援、就労環境の改善

事業・取組	内容	担当課等
①中小企業への融資制度	事業運営に必要な運転・設備資金の融資が円滑になるよう、各種制度の利子補給や信用保証料補給を実施し、借入時の負担軽減を図る。	商工観光課
②セーフティネット融資の認定	取引企業の倒産や不況業種を営む方のための「セーフティネット保障制度」について、情報提供及び申請に必要な事業所認定を行う。	商工観光課
③金融支援事業 (小規模事業者経営改善資金等の相談・斡旋)	経営改善のため、必要な資金を静岡県等の制度融資や無担保・無保証で設備・運転資金が借りられる小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋を行う。	焼津商工会議所、 大井川商工会
④経営支援事業 (各種窓口相談、巡回訪問等)	相談窓口の開設や事業所を直接巡回訪問し、事業・経営改善、事業発展の支援を行う。	焼津商工会議所、 大井川商工会

基本施策9 生活困窮者への支援の推進

施策の必要性

- 生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力、依存症、性的マイノリティ、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて他人との関係性の貧困があり、社会に排除されやすい傾向があります。

令和5年度市民意識調査では、経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）で悩みやストレス等を感じることもあるかについて、「現在ある」との回答は26.6%（前回調査19.9%）となっています。

また、精神的健康状態表に基づき、健康状態を判定した結果、「13点未満（精神的健康状態が低い）」に該当した割合は、家計に“全く余裕がない”という人では56.1%と比較的高くなっています。

生きることを支えるための支援で重要だと思う対策として、「生活困窮者への対策（生活支援、就労支援、資金貸付等）」との回答率は18.8%で、家計に“全く余裕がない”という人に限定すると同回答は31.8%となっています。

複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的な支援を行うことが求められます。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
 - 外来・入院患者の生活支援を行政、福祉と協働の元に行う。
 - 見た目では困窮していると判断できない家庭も多い。SNS（焼津市公式LINE）を活用。登録⇒申請すると利点が得られる等の工夫をし、相談しやすくする。

施策の方向

様々な背景を抱える生活困窮者は、リスクの高い人であることを認識した上で、効果的な生活困窮者対策を行うことが包括的な生きる支援としての対策にもつながることを認識し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

また、各種団体とのネットワークを強化し、連携して、生活困窮者の抱える困難の解決を図ります。

重点施策**■生活困窮者等に対する相談窓口の充実**

生活困窮者等に対する相談窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業等に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
生活困窮者等に対する相談窓口 の充実			実施		

☆指標9 生活困窮者自立支援事業の相談件数の増加

生活困窮者自立支援事業の相談事業を充実し、関係機関との連携体制を整えます。

○生活困窮者自立支援事業
の相談件数



令和6～10年度 目標値
新規1,500人以上

主な事業・取組

様々な背景を抱える生活困窮者への対応の充実

事業・取組	内容	担当課等
①生活困窮者自立支援事業(★)	自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、法外援護事務等の実施。生活困窮に陥っている人とリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、就労や自立の相談に応じる際は、対策との連動に留意して取り組む。	地域福祉課
②生活保護事業	生活・住宅・教育・出産・生業・葬祭・医療・介護扶助・就労支援等の実施。リスクが高いとされる、生活保護受給者への各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチする機会ともなることから、適切な支援につなげる。	地域福祉課
③市税の納税相談	税の徴収担当者が、滞納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる可能性があるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて滞納者に相談窓口の情報発信を行う。	納税促進課
④市民相談事業〔再掲〕	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに、相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	くらし安全課

事業・取組	内容	担当課等
⑤国民年金事務	相談を受ける職員が、未納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて未納者に情報発信を行う。	国保年金課
⑥医療費等の現金給付事務（葬祭費）	葬祭費の申請を行う方の中には、費用の支払いや死後の手続面などで様々な問題を抱えている方もいるため、抱えている問題に応じて、適切な支援機関へとつなぐ機会とする。また、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布するなど、遺族への情報提供を行う。	国保年金課
⑦国保税の課税に係る事務	保険税を滞納している方は、経済的な困難を抱えている方も少なくないため、保険税の軽減措置や減免制度を説明する機会を利用して生活状況等を把握し、必要に応じて様々な支援機関につなげたり、相談会等の情報提供を行うなどの対応を行う。	国保年金課
⑧後期高齢者医療保険料徴収事業(対象者:75歳以上)	保険料の徴収員が、滞納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる可能性があるかもしれないとの視点を持ち、必要に応じて相談会等の情報提供を行う。	国保年金課
⑨生活福祉資金貸付	低所得者、高齢者、障害者世帯に対し、経済的自立や生活の安定を目的とした生活福祉資金の貸付を行う。	社会福祉協議会
⑩受診後の支払い相談	病院を受診した際、診療費が高額となった場合は、分納等の相談に応じる。	医事課

基本施策 10 災害時における体制の整備

施策の必要性

- 東日本大震災や熊本地震などの経験を踏まえ、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害時には、様々なストレス要因を抱えることとなるため、発生直後の心のケアに加えて、避難所や仮設住宅での孤立防止、生活再建等の復興関連施策を中長期にわたり講じることが求められます。
- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
 - 焼津市と医療機関が災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結。
 - 被災者が孤立しない様に、普段より自治会、民生委員児童委員、そして地域で活動するボランティアとの繋がりや、社会福祉協議会事業間での連動が重要になる。
 - 個別避難計画作成と、避難支援関係者として要支援者の情報を把握し、平常時から顔の見える関係づくり。

施策の方向

大規模災害時に備えて、平時から被災者の心のケアを行う体制の整備を進めます。
 また、高齢者や乳幼児、独居者、障害者等の災害弱者には特に配慮を行うとともに、支援者に対する支援に努めます。
 さらに、メンタルヘルスのハイリスク群を見つけた場合は、継続的に治療・援助を行うための体制整備や地域の関係機関・団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援を行います。

重点施策

■個別避難計画作成の促進【新規】

災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障害者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについてまとめた個別避難計画の作成を促進します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
個別避難計画作成の促進					
					
			実施		

☆指標 10 個別避難計画の作成

福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）や地域の支援者（民生委員等）の協力を得ながら、個別避難計画の作成を促進します。

○個別避難計画の作成



令和6～10年度 目標値
同意者全ての計画作成

主な事業・取組

防災及び被災者支援の取組

事業・取組	内容	担当課等
①地域防災計画作成事業	地域防災計画は、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものである。大規模災害時における避難所や応急住宅等での生活において、被災者の健康やメンタルヘルスの重要性、災害相談の実施等の施策を計画に記載することで、対策の推進を図る。	防災計画課
②大規模災害等の発生時における被災者支援に関する協定事業	大規模災害等の発生時における被災者の相談体制整備のため、被災者支援者と協定を締結する。(協定締結先：静岡県司法書士会、静岡県行政書士会、静岡県弁護士会)	防災計画課
③避難行動要支援者避難支援計画に基づく取組(★)	高齢や障害などで自力での避難行動が困難な在宅の人で、かつ家族等による必要な支援が受けられない方の避難支援方法を重点的・優先的に進める。	地域福祉課